

もし精神疾患を有する患者が来院したら

精神疾患を有する患者さんのなかには、精神疾患であることを自覚しないで口腔内の症状を主訴として地域歯科診療所を訪れることがあります。そこで今回は、地域で精神疾患（統合失調症、うつ病）を有する患者さんが来院した際の治療時の注意点や地域の専門機関との連携の重要性について掲載します。

統合失調症患者の場合

地域医療機関での対応困難なケース

- ・治療への不安や妄想により多数の歯科医療機関を受診
- ・非定型歯痛から、興奮した状態で本人の思い込んだ部位の抜歯を繰り返し訴え続ける
- ・話が滅裂思考で理解困難な話を一方的に話す
- ・本人の病識欠如にて、精神科への受診拒否
- ・抗精神薬の副作用により、オーラルジスキネジアの表出で会話の聞き取りが困難

地域医療機関での対応可能なケース

- ・患者が精神科への受診をしている
- ・治療に対し納得し、歯科医師と患者という立場が成立する
- ・不定愁訴がなく主訴の原因が明確

うつ病患者の場合

地域医療機関での対応が困難なケース

- ・口腔内の不定愁訴があり、「うつによる身体症状」（口腔乾燥等）として現れる場合
- ・抑うつ状態が強いにもかかわらず、抗うつ剤でコントロールされていない
- ・うつ患者の精神状態は変動しやすく、特に抑うつ気分が強いときは悲観的となり、治療や指導を継続できない

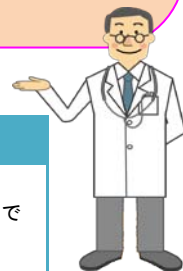
地域医療機関での対応可能なケース

- ・精神科を受診し、抗うつ剤にて主症状である抑うつ気分や興味・喜びの消失等が改善されている

「精神症状への対応法」 豊福 明参照

治療時の注意

		服用薬	注意点
抗精神薬	ブチロフェノン系	セレネース [®] 、インプロメン [®] 、ケセラン [®]	アドレナリン添加の局所麻酔剤使用で 血圧下降が見られるため併用注意
	フェノチアジン系	ニューレプチル [®] 、ヒルナミン [®] 、コントミン [®]	
抗うつ薬	三環系抗うつ剤	トフラニール [®] 、アナフラニール [®] 、ルジオミール [®] トリプタノール [®] 、ノリトレン [®] 、アモキシサン [®]	アドレナリン添加の局所麻酔剤使用で 血圧上昇が見られるため併用注意



統合失調症患者に対する注意点

- ・抗精神薬服用により咀嚼筋の異常緊張による歯痛・歯ぎしり・咬合違和感・顎関節脱臼・不正咬合などが見られる
- ・患者の誤った訴えに対し、明確に指摘はするが、不可逆的処置を急がない

うつ病患者に対する注意点

- ・抑うつ気分が起因で、清掃不良によるう蝕の多発や歯周病の増悪がみられる
- ・患者の訴えを受容、傾聴し、支持的な態度で接する
- ・患者をむやみに励まさない
- ・精神科の病名を本人の前で安易に使用しない

精神疾患を有する患者さんは、地域(在宅)でどのような支援を受けているのでしょうか。

アプローチ内容

患者さんはコミュニケーション能力に障害のあることが多く、心身の健康や生活リズムを調整する必要があります。地域で歯科診療を行う際も以下のような関係機関と協働して患者さんを支援することが大切です。



- *保健所・保健センター
- *精神保健福祉センター

保健師が患者さんや家族へ情報提供・連絡調整

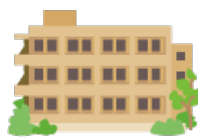


- *精神科
- *心療内科
- *神経科

内服の処方やカウンセリング

サービス内容

- *ホームヘルプサービス
- *ショートステイ
- *デイケアサービス等
- *保健センター(保健所)
精神科医による患者さんやその家族の方への相談や支援



- *市役所・区役所の
ケースワーカー

精神障害者手帳交付やサービスの利用手続き等

当センターの保健師はこのような対応を行いました。

当センターでの具体的な症例をご紹介します

〇〇町に居住する患者のAさんは、独居でうつ病による閉じこもり傾向がありました。当センターにて診療中、担当歯科医師より保健師に介入の依頼がありました。そこで当センターの保健師が閉じこもり傾向を改善し、歯科治療の継続維持のため地域の保健所に連絡、定期的な地域の保健師の訪問とデイケアの通所につなげていきました。

地域への連携のとり方

- 1.Aさんに支援の了解を得る
- 2.Aさんの住む〇〇町担当のS保健所に電話
- 3.〇〇町担当の保健師へ、Aさんの住所と生活の問題状況を伝え訪問を依頼



経過

- 1.地域担当保健師がAさん宅を訪問
- 2.面接調査を実施
Aさんの同意を得てサービスを開始

結果

- 1.地元のデイケアに参加
中断していた精神科受診を再開
- 2.当センターでの治療継続
- 3.閉じこもりの生活も改善

*ご不明な点は、当センターまでお問い合わせください。

当センターホームページ <http://www.tokyo-ohc.org/> TEL (03) 3267-6480 FAX (03) 3269-1213